

電気料金プラン約款【ポイントでんきプラン】【ポイントでんきプラン（C）】の新旧対照表

	（新）電気料金プラン約款（2025 年 1 月 1 日実施）	（旧）電気料金プラン約款（2024 年 4 月 1 日実施）
名 称	電気料金プラン約款 【ポイントでんきプラン】 【ポイントでんきプラン（C）】	電気料金プラン約款 【ポイントでんきプラン】 【ポイントでんきプラン（C）】
1 実施期日	電気料金プラン約款は、 <u>2025 年 1 月 1 日</u> より実施いたします。	電気料金プラン約款は、 <u>2024 年 4 月 1 日</u> より実施いたします。
3 契約種別	(1) ポイントでんきプラン イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が60アンペア以下であること。 (ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約電流 (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電流の値を引き継ぐことがあります。 (ロ) 一般送配電事業者等により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下、「電流制限器等」といいます。）が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者等による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。 二 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。 (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものとしたしま	(1) ポイントでんきプラン イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が60アンペア以下であること。 (ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約電流 (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電流の値を引き継ぐことがあります。 (ロ) 一般送配電事業者等により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下、「電流制限器等」といいます。）が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者等による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。 二 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。 (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものとしたしま

	(新) 電気料金プラン約款 (2025 年 1 月 1 日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2024 年 4 月 1 日実施)																																		
	す。 b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。 (d) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ （1 + 消費税率） (ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td rowspan="4">963 円 42 銭</td></tr><tr><td>契約電流 15 アンペア</td></tr><tr><td>契約電流 20 アンペア</td></tr><tr><td>契約電流 30 アンペア</td></tr><tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,284 円 56 銭</td></tr><tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,605 円 70 銭</td></tr><tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,926 円 84 銭</td></tr></table> (ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>21 円 20 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>25 円 67 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>28 円 62 銭</td></tr></table> ホ dポイントの進呈 (イ) 当社は、支払期限日までにお支払いいただいた電気料金に基づき、(d)により計算されるdポイント数を株式会社N T T ドコモへ提供します。当社が株式会社N T T ドコモに提供した情報に基づき、株式会社N T T ドコモよりお客さまにdポイントが進呈されます。進呈されたdポイントは、株式会社N T T ドコモのウェブサイトにてご確認くださいませ。お客さまのdアカウントのIDおよびパスワードはあらかじめ当社にお知らせいただきます。 契約がClubTOHOGASに登録されていない場合、お客さまのdアカウントが失効した場合、dポイントクラブを退会された場合その他の株式会社N T T ドコモが定めるdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約にもとづくdポイントの進呈のための条件を満たさなくなった場合は、dポイントは進呈されません。なお、dポイントが進呈されなくなった	契約電流 10 アンペア	963 円 42 銭	契約電流 15 アンペア	契約電流 20 アンペア	契約電流 30 アンペア	契約電流 40 アンペア	1,284 円 56 銭	契約電流 50 アンペア	1,605 円 70 銭	契約電流 60 アンペア	1,926 円 84 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 20 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 67 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 62 銭	す。 b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。 (d) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ （1 + 消費税率） (ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款15（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td rowspan="4">963 円 42 銭</td></tr><tr><td>契約電流 15 アンペア</td></tr><tr><td>契約電流 20 アンペア</td></tr><tr><td>契約電流 30 アンペア</td></tr><tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,284 円 56 銭</td></tr><tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,605 円 70 銭</td></tr><tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,926 円 84 銭</td></tr></table> (ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款15（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>21 円 20 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>25 円 67 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>28 円 62 銭</td></tr></table> ホ dポイントの進呈 (ハ) 当社は、支払期限日までにお支払いいただいた電気料金に基づき、(d)により計算されるdポイント数を株式会社N T T ドコモへ提供します。当社が株式会社N T T ドコモに提供した情報に基づき、株式会社N T T ドコモよりお客さまにdポイントが進呈されます。進呈されたdポイントは、株式会社N T T ドコモのウェブサイトにてご確認くださいませ。お客さまのdアカウントのIDおよびパスワードはあらかじめ当社にお知らせいただきます。 契約がClubTOHOGASに登録されていない場合、お客さまのdアカウントが失効した場合、dポイントクラブを退会された場合その他の株式会社N T T ドコモが定めるdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約にもとづくdポイントの進呈のための条件を満たさなくなった場合は、dポイントは進呈されません。なお、dポイントが進呈されなくなった	契約電流 10 アンペア	963 円 42 銭	契約電流 15 アンペア	契約電流 20 アンペア	契約電流 30 アンペア	契約電流 40 アンペア	1,284 円 56 銭	契約電流 50 アンペア	1,605 円 70 銭	契約電流 60 アンペア	1,926 円 84 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 20 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 67 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 62 銭
契約電流 10 アンペア	963 円 42 銭																																			
契約電流 15 アンペア																																				
契約電流 20 アンペア																																				
契約電流 30 アンペア																																				
契約電流 40 アンペア	1,284 円 56 銭																																			
契約電流 50 アンペア	1,605 円 70 銭																																			
契約電流 60 アンペア	1,926 円 84 銭																																			
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 20 銭																																			
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 67 銭																																			
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 62 銭																																			
契約電流 10 アンペア	963 円 42 銭																																			
契約電流 15 アンペア																																				
契約電流 20 アンペア																																				
契約電流 30 アンペア																																				
契約電流 40 アンペア	1,284 円 56 銭																																			
契約電流 50 アンペア	1,605 円 70 銭																																			
契約電流 60 アンペア	1,926 円 84 銭																																			
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 20 銭																																			
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 67 銭																																			
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 62 銭																																			

	(新) 電気料金プラン約款 (2025 年 1 月 1 日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2024 年 4 月 1 日実施)																				
	場合でも契約は継続いたします。 d アカウントに関する事項および d ポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他の d ポイントに関する事項は d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約によるものとします。 当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。 (ロ) お客さまに進呈される d ポイントは、下表の乗率によって計算いたします。 計算結果は1円未満の端数は切り捨て、1円を1 d ポイントといたします。 <table><tr><th>基本料金、電力量料金および燃料費調整額の合計 (1円未満の端数は切り捨て)</th><th>進呈率</th></tr><tr><td>5,000円未満の場合</td><td>2%</td></tr><tr><td>5,000円以上8,000円未満の場合</td><td>4%</td></tr><tr><td>8,000円以上20,000円未満の場合</td><td>6%</td></tr><tr><td>20,000円以上の場合</td><td>8%</td></tr></table> へ ClubTOHOGAS等によるお知らせ 当社は原則として、契約に関するお知らせをClubTOHOGASおよび電子メールにてお客さまに行います。お客さまが契約に関するお知らせをClubTOHOGASおよび電子メール以外の方法を希望される場合、d ポイントを進呈できないことがあります。 (2) ポイントでんきプラン (C) イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約容量 (イ) 契約容量は、別紙3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約容量を別紙3以外の方法で	基本料金、電力量料金および燃料費調整額の合計 (1円未満の端数は切り捨て)	進呈率	5,000円未満の場合	2%	5,000円以上8,000円未満の場合	4%	8,000円以上20,000円未満の場合	6%	20,000円以上の場合	8%	場合でも契約は継続いたします。 d アカウントに関する事項および d ポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他の d ポイントに関する事項は d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約によるものとします。 当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。 (二) お客さまに進呈される d ポイントは、下表の乗率によって計算いたします。 計算結果は1円未満の端数は切り捨て、1円を1 d ポイントといたします。 <table><tr><th>基本料金、電力量料金および燃料費調整額の合計 (1円未満の端数は切り捨て)</th><th>進呈率</th></tr><tr><td>5,000円未満の場合</td><td>2%</td></tr><tr><td>5,000円以上8,000円未満の場合</td><td>4%</td></tr><tr><td>8,000円以上20,000円未満の場合</td><td>6%</td></tr><tr><td>20,000円以上の場合</td><td>8%</td></tr></table> へ ClubTOHOGAS等によるお知らせ 当社は原則として、契約に関するお知らせをClubTOHOGASおよび電子メールにてお客さまに行います。お客さまが契約に関するお知らせをClubTOHOGASおよび電子メール以外の方法を希望される場合、d ポイントを進呈できないことがあります。 (2) ポイントでんきプラン (C) イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約容量 (イ) 契約容量は、別紙3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約容量を別紙3以外の方法で	基本料金、電力量料金および燃料費調整額の合計 (1円未満の端数は切り捨て)	進呈率	5,000円未満の場合	2%	5,000円以上8,000円未満の場合	4%	8,000円以上20,000円未満の場合	6%	20,000円以上の場合	8%
基本料金、電力量料金および燃料費調整額の合計 (1円未満の端数は切り捨て)	進呈率																					
5,000円未満の場合	2%																					
5,000円以上8,000円未満の場合	4%																					
8,000円以上20,000円未満の場合	6%																					
20,000円以上の場合	8%																					
基本料金、電力量料金および燃料費調整額の合計 (1円未満の端数は切り捨て)	進呈率																					
5,000円未満の場合	2%																					
5,000円以上8,000円未満の場合	4%																					
8,000円以上20,000円未満の場合	6%																					
20,000円以上の場合	8%																					

	(新) 電気料金プラン約款 (2025 年 1 月 1 日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2024 年 4 月 1 日実施)																
	定めることをお客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。 なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約容量の値を引き継ぐことがあります。 (ロ) 必要に応じて一般送配電事業者等により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。 二 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。 (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ （1 + 消費税率） (ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>321 円 14 銭</td></tr></table> (ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>21 円 20 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>25 円 67 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>28 円 62 銭</td></tr></table> ホ dポイントの進呈 (イ) 当社は、支払期限日までにお支払いいただいた電気料金に基づき、(ロ)により計算される d	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 20 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 67 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 62 銭	定めることをお客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。 なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約容量の値を引き継ぐことがあります。 (ロ) 必要に応じて一般送配電事業者等により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。 二 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。 (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。 (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ （1 + 消費税率） (ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款15（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>321 円 14 銭</td></tr></table> (ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款15（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>21 円 20 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>25 円 67 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>28 円 62 銭</td></tr></table> ホ dポイントの進呈 (ハ) 当社は、支払期限日までにお支払いいただいた電気料金に基づき、(ロ)により計算される d	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 20 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 67 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 62 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭																	
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 20 銭																	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 67 銭																	
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 62 銭																	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭																	
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 20 銭																	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 67 銭																	
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 62 銭																	

	(新) 電気料金プラン約款 (2025 年 1 月 1 日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2024 年 4 月 1 日実施)																				
	ポイント数を株式会社N T T ドコモへ提供します。当社が株式会社N T T ドコモに提供した情報に基づき、株式会社N T T ドコモよりお客さまに d ポイントが進呈されます。進呈された d ポイントは、株式会社N T T ドコモのウェブサイトにてご確認ください。 お客さまの d アカウントの ID およびパスワードはあらかじめ当社にお知らせいただきます。 契約がClubTOHOGASに登録されていない場合、お客さまの d アカウントが失効した場合、 d ポイントクラブを退会された場合その他の株式会社N T T ドコモが定める d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約にもとづく d ポイントの進呈のための条件を満たさなくなった場合は、 d ポイントは進呈されません。なお、 d ポイントが進呈されなくなった場合でも契約は継続いたします。 d アカウントに関する事項および d ポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他の d ポイントに関する事項は、 d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約によるものとします。 当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。 (ロ) お客さまに進呈される d ポイントは、下表の乗率によって計算いたします。 計算結果は1円未満の端数は切り捨て、1円を1 d ポイントといたします。 <table><tr><td>基本料金、電力量料金および燃料費調整額の合計 (1円未満の端数は切り捨て)</td><td>進呈率</td></tr><tr><td>5, 000円未満の場合</td><td>2%</td></tr><tr><td>5, 000円以上8, 000円未満の場合</td><td>4%</td></tr><tr><td>8, 000円以上20, 000円未満の場合</td><td>6%</td></tr><tr><td>20, 000円以上の場合</td><td>8%</td></tr></table> へ ClubTOHOGAS等によるお知らせ 当社は原則として、契約に関するお知らせをClubTOHOGASおよび電子メールにてお客さまに行います。お客さまが契約に関するお知らせをClubTOHOGASおよび電子メール以外の方法を希望される場合、 d ポイントを進呈できないことがあります。	基本料金、電力量料金および燃料費調整額の合計 (1円未満の端数は切り捨て)	進呈率	5, 000円未満の場合	2%	5, 000円以上8, 000円未満の場合	4%	8, 000円以上20, 000円未満の場合	6%	20, 000円以上の場合	8%	ポイント数を株式会社N T T ドコモへ提供します。当社が株式会社N T T ドコモに提供した情報に基づき、株式会社N T T ドコモよりお客さまに d ポイントが進呈されます。進呈された d ポイントは、株式会社N T T ドコモのウェブサイトにてご確認ください。 お客さまの d アカウントの ID およびパスワードはあらかじめ当社にお知らせいただきます。 契約がClubTOHOGASに登録されていない場合、お客さまの d アカウントが失効した場合、 d ポイントクラブを退会された場合その他の株式会社N T T ドコモが定める d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約にもとづく d ポイントの進呈のための条件を満たさなくなった場合は、 d ポイントは進呈されません。なお、 d ポイントが進呈されなくなった場合でも契約は継続いたします。 d アカウントに関する事項および d ポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他の d ポイントに関する事項は、 d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約によるものとします。 当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。 (二) お客さまに進呈される d ポイントは、下表の乗率によって計算いたします。 計算結果は1円未満の端数は切り捨て、1円を1 d ポイントといたします。 <table><tr><td>基本料金、電力量料金および燃料費調整額の合計 (1円未満の端数は切り捨て)</td><td>進呈率</td></tr><tr><td>5, 000円未満の場合</td><td>2%</td></tr><tr><td>5, 000円以上8, 000円未満の場合</td><td>4%</td></tr><tr><td>8, 000円以上20, 000円未満の場合</td><td>6%</td></tr><tr><td>20, 000円以上の場合</td><td>8%</td></tr></table> へ ClubTOHOGAS等によるお知らせ 当社は原則として、契約に関するお知らせをClubTOHOGASおよび電子メールにてお客さまに行います。お客さまが契約に関するお知らせをClubTOHOGASおよび電子メール以外の方法を希望される場合、 d ポイントを進呈できないことがあります。	基本料金、電力量料金および燃料費調整額の合計 (1円未満の端数は切り捨て)	進呈率	5, 000円未満の場合	2%	5, 000円以上8, 000円未満の場合	4%	8, 000円以上20, 000円未満の場合	6%	20, 000円以上の場合	8%
基本料金、電力量料金および燃料費調整額の合計 (1円未満の端数は切り捨て)	進呈率																					
5, 000円未満の場合	2%																					
5, 000円以上8, 000円未満の場合	4%																					
8, 000円以上20, 000円未満の場合	6%																					
20, 000円以上の場合	8%																					
基本料金、電力量料金および燃料費調整額の合計 (1円未満の端数は切り捨て)	進呈率																					
5, 000円未満の場合	2%																					
5, 000円以上8, 000円未満の場合	4%																					
8, 000円以上20, 000円未満の場合	6%																					
20, 000円以上の場合	8%																					
4 日割計算	電気需給約款 14 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間が 1 か月に満たない場合は、次のとおり料金を算定いたします。 (1) 基本料金は、別紙 4 (日割計算の基本算式) (1)により日割計算をいたします。 (2) 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別紙 4 (日割計算の基本算式) (2) により日割計算をいたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。	電気需給約款 15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間が 1 か月に満たない場合は、次のとおり料金を算定いたします。 (1) 基本料金は、別紙 4 (日割計算の基本算式) (1)により日割計算をいたします。 (2) 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別紙 4 (日割計算の基本算式) (2) により日割計算をいたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。																				